

鹿児島工業高等専門学校文書決裁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校文書処理規則第23条の規定に基づき文書の決裁について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「決裁」とは、この規則の定めるところにより、それぞれの文書について承認を経るべき最終責任者の承認を得ることをいう。

(文書の名義)

第3条 文書の名義は、特に定めのある場合を除き別表第1に掲げるとおりとする。

(文書決裁の原則)

第4条 起案文書は、特に定めるもののほか名義者の決裁を受けるものとする。

2 接受文書を供閲文書として処理するときは、特に定めるもののほか受信者の決裁を受けるものとする。

(専決事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる事項の決裁については、専決者欄に掲げるものが専決する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(代理決裁)

第6条 決裁者が、出張その他の理由で不在の場合において、当該文書の決裁が急を要する場合は、特に重要な場合を除き、次の区分により代理決裁することができる。ただし、事後すみやかに決裁者の承認を受ける。

決 裁 者	代 理 決 裁 者
校 長	事 務 部 長
事 務 部 長	所 管 課 長
課 長	所 管 係 長

(その他)

第7条 この規則の運用に関し、疑義が生じた時は総務課長が決定する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校文書決裁規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1

事	項	名義者
1	法令等に基づく所管官公庁への協議、申請及び報告等に関するもの	校長
2	規則等の制定・改廃に関するもの	〃
3	学校の儀式及び行事に関する重要なもの	〃
4	学校の人事に関する重要なもの	〃
5	学校その他重要な組織の設置及び改廃に関するもの	〃
6	学校の管理運営の方針に関するもの	〃
7	予算に関するもののうち、概算要求・予算配分等重要なもの	〃
8	学生の厚生補導に関するもののうち、特に重要なもの	〃
9	学生の身分に関するもの	〃
10	前各号に掲げるもののほか、校長の名義を用いるものが適当と思われるもの	〃
1	所管官公庁からの通達類のうち、事務的なもの	事務部長
2	予算に関するもの（概算要求・予算配分等を除く。）のうち重要なもの	〃
3	二つ以上の課の所掌事務にわたるもの	〃
4	前各号に掲げるもののほか、事務部長の名義を用いるものが適当と認められるもの	〃
1	課の所掌事務に関する軽易なもの	所管課長
2	前各号に掲げるもののほか、課長の名義を用いるものが適当と認められるもの	〃

別表第 2

1 共通事項

専 決 事 項	名 義 者	専 決 者
1 法令等に基づき、校長名で行う協議・申請・調査・統計報告等のうち、定期的又は簡易なもの	校 長	事務部長
2 職員（教員及び部課長を除く。）の休暇に関するもの（ただし6日を超える病気休暇を除く。）	”	”
3 校長名をもってする各種証明のうち軽易なもの	”	”
4 事務部長名をもってする調査・報告照会等のうち軽易なもの	”	”

2 総務課関係

専 決 事 項	名 義 者	専 決 者
1 事務系職員（部課長を除く。）の内国旅行の命令に関するもの	校 長	事務部長
2 職員の福利厚生及びレクリエーション行事に関するもの	”	”
3 事務部非常勤職員の給与及び休暇に関するもの	”	”
4 普通昇給及び事務系職員の特別昇給に関するもの	”	”
5 級別定数に関するもの	”	”
6 事務部非常勤職員の社会保険に関するもの	”	”
7 勤務時間管理員・衛生管理者・安全管理者等(職名指定を含む)の任命に関するもの	”	”
8 職員（教員及び部課長を除く。）の研修に関するもの	”	”
9 諸手当（要提出のもの）に関するもの	”	”
10 職員の扶養家族の認定並びに通勤届の確認及び決定に関するもの	”	”
11 校長名で発する挨拶文並びに慶弔に関する所管・電報等に関するもの	”	必要に応じ 事務部長
12 事務部の諸命令に関する報告等に関するもの	”	総務課長
13 休日の振替、代休に関するもの	”	”
14 物品管理役の定期検査及び交替検査の検査員の指名及び当該検査の報告に関するもの	”	事務部長
15 宿舍の使用料の決定に関するもの	”	”
16 宿舍の改造・模様替等工事の承認に関するもの	”	”
17 電話の設置・移設及び解除に関するもの	”	”
18 宿舍の貸与又は明渡しの申請及び承認に関するもの	”	”
19 不動産取得協議に関するもの	”	”
20 不動産の貸付に関するもの	”	”

21	不動産監守者及び補助監守者等の指定又は解除に関するもの	〃	〃
22	建物新営に伴う諸手続に関するもの	〃	〃
23	電気事業法及び公衆電気通信法による諸手続に関するもの	〃	〃
24	自動車の使用承認に関するもの	〃	総務課長
25	職員の安全管理に関するもの	〃	〃
26	受託試験の受入承認に関するもの	〃	〃

3 学生課関係

専 決 事 項	名 義 者	専 決 者
1 授業料免除の実施状況報告に関するもの	校 長	事務部長
2 学生証の発行に関するもの	〃	学生課長
3 在学生及び卒業生に係る諸証明の発行に関するもの	〃	〃
4 学生の旅客運賃割引証の発行及び団体旅行の証明に関するもの	〃	〃
5 学生の諸届・諸願（重要なものを除く。）に関するもの	〃	〃
6 奨学生の学業成績及び生活状況の報告に関するもの	〃	〃
7 奨学生の異動並びに誓約書及び借用証書の提出に関するもの	〃	〃
8 独立行政法人日本学生支援機構委員部費に関するもの	〃	〃
9 奨学生の交付・返還に関するもの	〃	〃
10 災害共済給付金に関するもの	〃	〃
11 厚生補導施設の使用承認に関するもの	〃	〃
12 学生の健康管理に関するもの	〃	〃
13 就職希望者の推薦事務に関するもの	〃	〃
14 求人申込書の受理に関するもの	〃	〃
15 独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費の請求及び学生の傷害保険に関するもの	〃	〃
16 教員の学寮宿日直勤務変更の承認に関するもの	〃	〃
17 寮費支弁の職員に関するもの	〃	〃